

令和5年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

3 調査結果

（全 国）文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

（神奈川県）「令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小中学校（小学校25校、中学校11校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	48,138	7.7	61,455	9.9	70,009	11.5
	中学校	24,450	7.5	29,699	9.2	33,617	10.4
神奈川県	小学校	6,224	12.7	6,712	14.6	8,617	18.1
	中学校	1,953		2,526		2,800	
小田原市	小学校	211	24.3	179	21.4	270	33.2
	中学校	139	32.4	202	47.8	185	43.7

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	10	17
生徒間暴力	204	158
対人暴力	39	0
器物破損	17	10
合計	270	185

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	37	61
2年生	35	75
3年生	48	22
4年生	63	
5年生	46	
6年生	36	
合計	265	158

暴力行為は、令和4年度と比較して、小学校で91件の増加、中学校で17件の減少となりました。学年別で見ると、小学校では、4年生で発生件数が多くなりました。要因としては、入学当初から休校やリモート授業、様々な活動における仲間との交流が制限されたことで、感情を表現する機会が減少したため、ストレスが溜まり、感情のコントロールが難しくなり暴力行為につながるケースが増加したと考えられます。集団生活の中で自分の気持ちを適切に表現することや、相手の気持ちを理解し、仲間を思いやる言動ができるような支援が必要となります。

中学校では、1・2年生で発生件数が多くなりました。思春期におけるこの時期は、新入学やクラス替え、部活動等における人間関係等で心理的に不安定になりやすくストレスを抱えやすい時期です。そのため、生徒一人ひとりに寄り添い、心理的安全性を確保する集団づくり等が必要となります。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	500,562	79.9	551,944	89.1	588,930	96.5
	中学校	97,937	30.0	111,404	34.4	122,703	38.1
神奈川県	小学校	25,770	47.7	31,869	59.5	36,885	69.9
	中学校	4,820		5,916		7,058	
小田原市	小学校	924	106.5	985	117.9	1172	144
	中学校	196	45.6	293	69.4	178	42.0

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	623	102
仲間はずれ、集団による無視をされる	145	17
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	201	13
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	44	9
金品をたかられる	16	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	49	15
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	95	20
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	21	16
その他	52	0

③ いじめの解消率（%）

	小学校	中学校
令和 6年3月31日現在の状況	72.1	84.3
令和 6年7月20日現在の状況	93.3	98.9

いじめの認知件数は令和4年度と比較して、小学校で187件増加、中学校で115件減少しました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占め、さらに、小学校では「軽くぶつかる」「たたく」など暴力行為につながる内容も多くなっています。

小学校では、スマートフォン・タブレット端末の所持率の増加に伴い、SNSの利用によるトラブルが増加しており、正しい活用方法等の情報モラル教育が更に重要になります。

いじめの認知件数の割合は全国・県と比較すると多くなっていますが、これは、教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	81,498	1.30	105,112	1.70	130,370	2.14
	中学校	163,442	5.00	193,936	5.98	216,112	6.71
神奈川県	小学校	6,267	1.42	7,987	1.83	9,590	2.23
	中学校	10,389	5.13	12,336	6.12	14,039	7.03
小田原市	小学校	138	1.59	123	1.47	163	1.95
	中学校	228	5.22	282	6.68	250	5.89

※不登校者数の令和3・4年度は（欠席日数+出席停止日数）が30日以上、令和5年度は（欠席日数）が30日以上を対象

② 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答） (人)

項目	小学校	中学校
学校における人間関係をめぐる問題の情報や相談	39	19
学業の不振や頻繁な宿題の未提出	21	6
入学・進級時の不適応、学校の決まり等に関する相談	10	9
親子の関わり方、家庭生活の変化に関する情報や相談	46	16
生活リズムの不調、あそび・非行に関する情報や相談	58	46
無気力、不安等の相談	101	208
障がい（疑い含む）に起因する支援や個別の配慮の求めや相談	48	9
合計	323	313

※令和5年度から調査項目が変更

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
14	5	11	13	13	18	13	22	9	28	17	86	77	34	26	69	18	90	13	193	57	
14		16		26		31		31		45		163		60		87		103		250	

不登校者数は、令和4年度と比較して小学校で40人増加し、中学校で32人減少しました。小中連携による丁寧な情報共有等により、中学校での減少につながっていると考えられます。

不登校児童生徒については、学習への不安や集団活動への不適応、家庭生活などの様々なことに要因があり、それらが複雑に絡み合っていることが考えられるため、学校内外で連携した取組が重要となっています。

学年別では学年が上がるにつれて不登校者数が増えていますが、低学年の不登校者数の増加も課題となっています。幼・保・小の連携により、早い段階からの支援が必要となっています。

4 今後の主な取組

学校生活においては、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限が続いたことで、自分の感情を表現する場面が減少し、上手に表現することができず、トラブルにつながったり、不安や悩みなどを一人で抱え込んでしまったりして、暴力行為、いじめ、不登校等の行動として表れていると考えられます。

学校における教育活動では、コミュニケーションスキルを高める学習を通して、自己理解・他者理解の心を醸成し、児童生徒一人ひとりが、安心して過ごすことができ、充実した学校生活を送ることができるよう指導・支援を行います。

<暴力行為・いじめ>

- 一人ひとりの特性や、生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるように努め、生徒が「自己指導能力」を身に付けることができるよう取り組みます。また、教育相談やアンケート等による教育相談体制を充実させ、SOSが出せない児童生徒を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していきます。
- 市教育委員会では、「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、市の現状や課題を情報提供するとともに、これからの教育に求められる児童生徒の指導・支援の方法についての研修を引き続き行っていきます。また、小田原地区学校・警察連絡協議会と協力して、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていきます。さらに、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる可能性がある場合は、警察や関係機関等と速やかに連携（学校警察連携制度）し、児童生徒の健全育成につなげていきます。また、いじめ問題については、学校・家庭・地域・関係機関が協力して解決するという共通認識をもち、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通して情報の共有等を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、魅力ある学校づくりを目指し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育み、チームとして児童生徒一人ひとりに寄り添った支援による不登校の未然防止に努めます。
不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、校内での支援体制の充実のほか、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材や子ども若者支援課や児童相談所などの様々な機関と連携しながら、児童生徒だけではなく、保護者を含めた家庭の支援を進めます。
- 市教育委員会では、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者に対する教育相談や教育相談指導学級（しろやま教室・マロニエ教室）の運営等により学校以外の居場所づくりの充実を図るとともに、不登校生徒訪問相談員の配置等により児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを継続させていきます。また、校内支援室（校内教育支援センター）担当支援員の配置などにより、校内の安心した居場所づくりの提供を進めます。
さらに、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、年2回の学校訪問等を通じて、不登校児童生徒の状況や今後の支援方法等について、学校と情報共有を行います。
- 不登校支援では、未然防止に加え、早期発見と早期対応が重要であると考えています。『おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」』の取組等を地域や保護者に周知することで、児童生徒や保護者が安心して相談できるように環境を整えます。フリースクール等の学校外の民間施設や公的機関とも連携したチーム支援による体制づくりを進められるように、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる課題についての協議を行っていきます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093